

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999年に国連で採択された付属の条約であり、現在、女性差別撤廃条約の締約国189か国中、115か国が選択議定書を批准しているが、日本は批准していない。

日本における男女平等の実現は、いまだ途上にある。各国の男女平等度を示す2023年のジェンダー・ギャップ指数の日本の総合順位は、146か国中125位であり、日本は、第5次男女共同参画基本計画で「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」と規定している。

また、SDGsの17の目標の5は「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」となっている。

日本においては国連総会で設立を促す決議がされている国内人権機関が存在せず、大学医学部入試の女性受験生への差別や、政治分野での女性の参加、男女間の賃金格差など日本における男女差別の是正に向けて、さらに改革のスピードを進めることが期待されている。女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩である。

よって、国におかれては、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月24日

伊勢原市議会